

第四百一十回国会 衆議院 議院運営委員会国会法改正等に関する小委員会議録 第一号

本小委員会は平成九年九月二十九日（月曜日）委員会において、設置することに決した。

十月三日  
本小委員会は委員長の指名で、次のとおり選任された。

亀井 善之君	大島 理森君
武部 勤君	逢沢 一郎君
御法川英文君	松下 忠洋君
井上 喜一君	高木 義明君
前原 誠司君	東中 光雄君

十月三日  
亀井善之君が委員長の指名で、小委員長に選任された。

平成九年十二月五日（金曜日）

午前十時開議

出席小委員

小委員長 亀井 善之君	武部 勤君
大島 理森君	御法川英文君
逢沢 一郎君	井上 喜一君
松下 忠洋君	前原 誠司君
高木 義明君	
東中 光雄君	

小委員外の出席者

議院運営委員 島山健治郎君
議院運営委員 小坂 憲次君
事務 総長 谷 福丸君
衆議院法制局第一部長 早川 正徳君

十二月五日

小委員東中光雄君十月二十八日委員辞任につき、その補欠として東中光雄君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件  
国会法等の一部改正の件  
衆議院規則の一部改正の件

○亀井小委員長 これより国会法改正等に関する小委員会を開会いたします。  
国会法等の一部改正の件及び衆議院規則の一部改正の件について御協議願います。  
大島理森君。

国会法等の一部を改正する法律案  
衆議院規則の一部を改正する規則案  
〔本号末尾に掲載〕

○大島小委員 国会法等の一部改正の件につきまして、昨日も御配付いたしました。改めてきょう配付しております。  
その内容は、既に御承知のとおりであると思

いますが、衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置する、さらに、各議院または各議院の委員会から内閣等に対し報告または記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図ろうとするものでありまして、次の常会の召集日から施行しようとするものであります。  
次に、衆議院規則の一部改正の件についてありますが、改正の内容は、衆議院における行政監視の機能の充実及び強化を図るため、新たに設置される決算行政監視委員会の委員の員数及びその所管事項について定めるとともに、委員会の決定または四十人以上の議員から要請があった場合、委員会は調査局長または法制局長に対して予備的調査を命ずることができるとし、あわせて会計検査院に対する検査の要請手続について規定を

設けようというものであります。

両件につきましては、今年六月十二日、与党内において、最近における行政改革に対する要請の高まり、行政内部での不祥事の発生等に対処し、国政の健全な発展に資するため、国会の行政監視機能を充実強化する必要があるとして、衆議院に決算行政監視委員会を設置しようとするともに、行政監視が円滑、適切に実施されるよう諸事項を改善整備する等と内容とする「国会の行政監視機能の強化に関する政策要綱」を伊藤議長に提出いたしました。

伊藤議長から諮問を受けて、議会制度協議会において七回にわたり懇談会を開き、その中で、常任委員会として決算行政監視委員会を設置することの是非、常任委員会調査室の機能強化のための改組、委員会等の調査権限の強化、衆議院法制局の組織拡充等について議論を重ねました結果、自由民主党、新進党、社会民主党、市民連合、太陽党の賛同を得て、改正案要綱に沿って大筋の合意を見たところでございます。  
なお、民主党さんあるいは共産党さんにおかれましても、基本的な問題意識は共通しております。しかし、その手法あるいはまたあり方について議論のあることは、私どもも十二分に承知しているところであります。

国会法等の一部改正の件及び衆議院規則の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を小委員会の案と決定していただくよう御提案申し上げます。  
よろしくお願いを申し上げます。

もう一つは、申し合わせ案というものをきょう配付いたしました。これらについても御意見をいただければと思いますが、実は昨日夕、会計検査院さんの方から、お申し合わせをしていただく中に私どもの意見もせり入れていただきたという要望

がございました。そのことをまとめた案をきょう私持つてまいりましたので、けさできて、大変急で申しわけありませんが、今配付いたします。

○亀井小委員長 それでは、まず、国会法の改正につきましては懇談に入りたいと思います。

〔午前十時六分懇談に入る〕

〔午前十時十五分懇談を終わる〕

○亀井小委員長 これにて懇談を閉じます。

それでは、まず、国会法等の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を小委員会の案と決定するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○亀井小委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、衆議院規則の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を小委員会の案と決定するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○亀井小委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

○亀井小委員長 それでは、申し合わせの件につきまして御協議願います。

○大島小委員 それでは、申し合わせの件について、一応読ませていただきます。

今日まで大変長い時間をかけて議論したところございますが、皆さんから、こういう点を注意しなければいけぬのではないかというところの中で、一応次のようにまとめさせていただきます。

国会法等の一部を改正する法律案の運用に関する申合せ（案）

国会法の一部を改正する法律案の起草に当たり、次の事項を確認し、申合せを行う。

一 四十人以上の議員が予備的調査に係る要請を行うときは、当該予備的調査に係る委員会

を定めて要請することができるものとする。と。  
例えは諫早干拓について、これを何々委員会においてしてくれと、委員会にあらかじめ要請することができません。

二 前項の予備的調査に係る要請があった場合には、各委員会においては、本制度上の基本的人権に係る要件が恣意的に運用されることとならないよう十分配慮すること。なお、刑事事件として捜査中の事件又は刑事訴追を受けている事件については、予備的調査を命ずることは見合わせる。

特に野党の皆様方から、基本的人権ということ盾にして委員会がそれを阻止するおそれがあるんじゃないだろうかということ、あえてここにこういう申し合わせを書かせていただきました。

三 各委員会の命により調査局長等が予備的調査を行う場合において、調査局長等が行った調査協力要請を官公署が拒否したときは、当該委員会は、官公署に対し、調査協力要請に応じることができない理由を述べさせることができるものとする。

これは、パツ組が行くのにありませんので、こういう申し合わせをきちんとしておいた方がより活躍できるだろう。

四 各委員会が有する国政調査機能の十分な発揮とその活動の活性化を図るため、補佐機関である調査局等の着実な体制整備及び一体的かつ効率的な運営を図るとともに、これらの職員の調査能力の向上に努めさせること。結局、調査能力がしっかりとていなくてはいかぬということ、ここに書きました。

それから、会計検査院関係で、皆様方のごきょうお渡ししたところでございますが、これは、すくめて会計検査院の独立性ということにかんがみて、我々はざりざりの接点として本法案をつくったものでございます。

一 会計検査院関係申し合わせ事項(案)  
一 会計検査院に対する特定事項の検査要請に

当たっては、会計検査院の独立性に留意するとともに、同院の裁量権が確保される必要があることから、事前に会計検査院との十分な協議を図ることが必要である。

二 複数の委員会から同種又は多数の要請がなされる際には、現在会計検査院が行っている検査の質、量が確保されるよう十分調整が図られることが必要である。

これは、今度の会計検査院法と我が方の国会法の改正で、会計検査院に具体的な調査を要求することができ、簡単に言えばそういう項目をつけたわけでございます。

そういうことに対して、検査院としても、その独立性ということから、事前にその調整をしていただきたいというお申し出もございました。

また、いろいろな項目をいろいろな人から出された場合に、それを一括して調整しながらやるということが大事なのではないかということ、こういうおまともをした次第でございます。

これを申し合わせ事項としてつくっておいた方がいいのではないかとありますが、そのことに関して御意見があればお聞かせ願ひ、次回の委員会まで調整をして、そしてまとめてまいりたいと思っております。今、お聞かせ願ひればお聞かせ願ひたいし、持つて帰ってまた個別交渉で、ここはどうだ、ここはどうだとやっていただいても結構でございます。

○亀井小委員長 それでは、この申し合わせの件につきまして懇談に入りたいと思ひます。  
〔午前十二時二十一分懇談に入る〕

〔午前十二時二十五分懇談を終わる〕  
○亀井小委員長 これにて懇談を閉じます。それでは、お手元に配付の「国会法等の一部を改正する法律案の運用に関する申合せ」は、そのような形で処理をさせていただきます、国会法等の一部改正の件及び衆議院規則の一部改正の件につきまして、私から議院運営委員会にこれまでの経過並びに結果を御報告いたしますので、御了承願ひます。

本日は、これにて散会いたします。  
午前十二時二十六分散会

国会法等の一部を改正する法律案

国会法等の一部を改正する法律

(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第十八号を次のように改める。

十八 決算行政監視委員会

第四十四条に次の三項を加える。

内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。

その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をすることができない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。

その声明があった場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をすることができない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならぬ。

第二百五条を次のように改める。

第二百五条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行ひ、その結果を報告するよう求めることができる。

(会計検査院法の一部改正)

第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。  
第二章第四節第三十条の次に次の一条を加える。

第三十条の二 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会から国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第五十五条の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

(議院事務局法の一部改正)

第二条 議院事務局法(昭和二十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の七条を加える。

第十五条 衆議院事務局に、第三項第一項の部及び課のほか、次に掲げる事務を分掌するため、調査局(以下「衆議院調査局」という。)を置く。

一 委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な調査(第十九条において「予備的調査」という。)及び特別委員会の所管に属する事項に関する調査の事務その他これらの調査の事務に附随する事務

二 第十二条の規定による調査の事務に関する総合調整に関する事務

第十六条 衆議院調査局に、調査局長(以下「衆議院調査局長」という。)調査員(以下「衆議院調査局調査員」という。)その他所要の職員を置く。

第十七条 衆議院調査局長は、衆議院事務総長を助け、衆議院調査局の事務を総括する。

第十八条 衆議院調査局調査員及び衆議院調査局の他の職員は、衆議院調査局長の命を受け、第十五条各号の事務をつかさどる。

衆議院調査局調査員及び衆議院調査局のその他の職員は、前項の事務のほか、常任委員会専門員の命を受け、第十二条の規定による調査の事務をつかさどる。

第十九条 衆議院調査局長は、委員会から予備的調査を命ぜられたときは、当該予備的調査に關して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第二十条 衆議院事務局に係る第一条及び第四条の規定の適用については、第一条第二項中「職員」とあるのは「職員（衆議院調査局の職員を含む。）」と、第四条第二項中「局務」とあるのは「局務（衆議院調査局に係る事務を除く。）」とする。

第二十一条 この法律に定めるもののほか、衆議院調査局の組織その他必要な事項に關する規程は、衆議院議長が、議院運営委員会に諮つて、これを定める。

(議院法制局法の一部改正)  
第三条 議院法制局法（昭和二十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

第九条 衆議院法制局に置かれる部は、第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部並びに法制企画調整部とする。

委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な法制に關する調査（次条において「法制に關する予備的調査」という。）及び行政監視に係る法制に關する事務に係る企画調整の事務並びに決算行政監視委員会の所管に屬する法制に關する事務は、法制企画調整部においてつかさどる。

第十条 衆議院法制局長は、委員会から法制に關する予備的調査を命ぜられたときは、当該法制に關する予備的調査に關して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(国会職員法の一部改正)

第一類第十九号（附屬の三）

議院運営委員会国会法改正等に関する小委員会議録第一号 平成九年十二月五日

第四条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「常任委員会調査員」の下に「並びに衆議院事務局の調査局長及び調査局調査員」を加え、同条第五号中「除く外」を「除くほか」に改める。

第二十四条の三に次の一項を加える。  
第二十条の二から第二十一条までの規定は、両議院の議長が協議して定める非常勤の職員については、これを適用しない。

第三十五条中「部長」の下に「並びにその院が衆議院である場合にあつては衆議院事務局の調査局長」を加え、「当る」を「当たる」に改める。

理由

衆議院の常任委員会として、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置するとともに、各議院又は各議院の委員会の内閣等に対する報告又は記録の提出要求の制度について所要の規定の整備を図るの必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院規則の一部を改正する規則案  
衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。  
第五十六条の次に次の三条を加える。

第五十六条の二 委員会は、審査又は調査のため、事務局の調査局長（第八十六条の二第一項において「調査局長」という。）又は法制局長に対して、その審査又は調査のために必要な調査（以下「予備的調査」という。）を行い、その結果を記載した報告書を提出するよう命ずることができる。

第五十六条の三 四十人以上の議員は、連名で、委員会が前条の命令を発するよう要請する書面を、議長に提出することができる。

議長は、前項の書面の提出を受けたときは、

これを適當の委員会に送付する。

委員会は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、当該要請に係る前条の命令を発するものとする。ただし、当該要請に係る予備的調査が国民の基本的な人権を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

第五十六条の四 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

第八十六条の次に次の一条を加える。  
第八十六条の二 委員会が調査局長又は法制局長から予備的調査の結果を記載した報告書の提出を受けたときは、委員長からその写しを議長に提出しなければならない。

議長は、前項の規定による報告書の写しの提出を受けたときは、これを議院に報告しなければならない。

第九十二条第五号一「決算委員会」を「決算行政監視委員会」に改め、同条第十八号中「決算委員会 二十五人」を「決算行政監視委員会 四十人」に改め、同号に次のように加える。

7 会計検査院が行う検査の結果並びに総務庁が行う監察及び総務庁が監察に關連して行う調査の結果についての調査に關する事項

8 行政に關する国民からの苦情の処理に關する事項

9 1から8までに掲げる事項に係る行政監視及びこれに基づく勧告に關する事項

第九十七条中「決算委員会」を「決算行政監視委員会」に、「分つ」を「分かつ」に改める。

附則

この規則は、国会法等の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）の施行の日から施行する。

理由

衆議院における行政監視の機能の充実及び強化

を図るため、新たに設置される決算行政監視委員会の委員の員数及びその所管事項について定めるとともに、委員会が調査局長又は法制局長に対して予備的調査を命ずることができることとし、あわせて会計検査院に対する検査の要請手続について規定を設ける等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

平成九年十二月十八日印刷

平成九年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局